



令和7年11月13日

幸手市水道事業

幸手市長 木村 純 夫 様

幸手市水道事業審議会

会長 梨本 松 男

幸手市水道ビジョン等の改定について（答申）

令和6年6月20日付け幸水発第118号で本審議会に諮問された件について、
下記のとおり答申します。

記

本審議会は、諮問事項である（1）幸手市水道ビジョンの改定について、（2）幸手市水道事業経営戦略の改定について及び（3）幸手市水道料金の改定について、延べ6回にわたり審議会を開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。

幸手市の水道事業においては、人口減少や節水機器の普及等により水需要の減少が将来にわたって予測されている一方で、施設・設備の老朽化が進行しており、更新需要は今後さらに増加する見通しとなっています。

また、全国的に地震や豪雨などの大規模災害が多発しており、その備えや対策を引き続き進めていく必要があります。これらに要する費用の増加や近年の物価上昇に伴い、経営環境はさらに厳しくなることが見込まれるため、市民生活に支障が生じないよう、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められています。

「第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）」は、計画期間（令和8年度～令和17年度）における健全な経営を継続するための投資試算と財源試算を均衡させた投資・財源計画を具体的な形で示しています。また、これまでの審議において委員の意見が十分に反映されています。

なお、「第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）」の推進にあたっては、次の事項に留意されるよう提言し答申します。

1 答申内容

(1) 幸手市水道ビジョンの改定について

別冊「第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）」のとおり

(2) 幸手市水道事業経営戦略の改定について

別冊「第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）」のとおり

(3) 幸手市水道料金の改定について

（水道料金の改定率及び改定額）

水道料金については、改定率 34.3%（料金表改定率 32.6%）とし、下記のとおり改定することが適当である。

（1 か月あたり、税抜）

口径	現行 基本料金	改定後 基本料金	従量区分	現行 従量料金	改定後 従量料金
φ 13 mm	600 円	800 円	1 m ³ ～10 m ³	50 円/m ³	70 円/m ³
φ 20 mm	700 円	930 円	11 m ³ ～20 m ³	130 円/m ³	170 円/m ³
φ 25 mm	3,000 円	3,980 円	21 m ³ ～30 m ³	150 円/m ³	200 円/m ³
φ 30 mm	5,000 円	6,630 円	31 m ³ ～50 m ³	170 円/m ³	230 円/m ³
φ 40 mm	7,000 円	9,280 円	51 m ³ ～100 m ³	190 円/m ³	250 円/m ³
φ 50 mm	12,000 円	15,900 円	101 m ³ 以上	210 円/m ³	280 円/m ³
φ 75 mm	20,000 円	26,500 円			
臨時用は各口径に準じる。					

注意：口径 13mm 及び 20mm の検針期間は 2 か月毎になります。

口径 25mm 以上の検針期間は 1 か月毎になります。

（水道料金の改定時期）

急激な市民負担に考慮するため、配水量が減少傾向となる令和 8 年 10 月 1 日を改定時期とすることが適当である。

2 付帯意見事項

本審議会での関連意見をまとめ、以下のとおりに付帯意見とする。

- (1) 将来にわたって安定的に事業を継続するため、市民生活への影響や世代間負担の公平性について十分に配慮した上で、独立採算制の観点から適切な経営を行うこと。
- (2) 今後、予定されている取組等については、投資的費用の効果や経常的経費の削減などの有効性を検討しながら取組むこと。
- (3) 土地の地権者への返却に伴う井戸の減少、井戸の新規掘削が現状の法律では難しいこと及び配水量が減少傾向にあることから、将来における水需要の変化に柔軟に対応するため、埼玉県と協議の上、将来的に県水の受水率を増やすことも検討し、適切な事業の運営に努めること。
- (4) 近年多発している大規模災害を踏まえ、老朽管や老朽化施設の更新を早急に進め安全な水道水を安定供給し、持続可能な水道事業の運営をするため、職員の技術力の向上のみならず必要となる職員数を確保すること。
- (5) 水道料金の算定期間が令和12年度で終了するため、令和13年度以降の水道料金については早めに検討するとともに、併せて第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）の見直しも行うこと。

令和6・7年度幸手市水道事業審議会 委員名簿

構 成	氏 名	所属団体等	委員区分	備 考
委 員	楯 万里子	公募	1号委員	
委 員	新島 伸枝	公募	1号委員	
委 員	福島 朱実	公募	1号委員	
委 員	片岡 広成	埼玉県企業局 水道企画課副課長	2号委員	令和6年度
	小川 敏			令和7年度
副会長	笹原 俊一	公益社団法人日本水道協会 調査部調査課調査係長	2号委員	
委 員	代田 義治	埼玉県行田浄水場場長	2号委員	
委 員	出井 保信	幸手市区長会会長	3号委員	
委 員	遠藤 美行	埼玉みずほ農業協同組合 代表理事組合長	3号委員	
会 長	梨本 松男	幸手市商工会会長	3号委員	
委 員	無量小路 俊宏	幸手市商工会工業部会	3号委員	
委 員	森泉 美江子	幸手市連合婦人会会長	3号委員	
委 員	松澤 美貴子	税理士	4号委員	

(各号委員のアイウエオ順)

- 1号委員：公募
- 2号委員：知識経験を有する者
- 3号委員：水道使用者
- 4号委員：市長が特に必要と認める者

審議経過

開催回	開催日時	開催場所	内容
第1回	令和6年6月20日 13時30分から	水道部 会議室	・幸手市水道事業審議会委員の委嘱 ・会長、副会長の選出 ・幸手市水道ビジョン等の改定について（諮問） ・議題 (1) 幸手市水道事業の変遷と現状について (2) 幸手市水道事業の経営状況について (3) 幸手市水道施設及び水道管について (4) 埼玉県営水道の料金改定に伴う幸手市への影響について (5) 幸手市水道ビジョン及び経営戦略の改訂について
第2回	令和6年8月5日 13時30分から	水道部 会議室	・議題 (6) 埼玉県水道用水供給事業の料金改定の内容について (7) 水道ビジョン等改定の前提条件について (8) 水道ビジョン等改定の環境変化について (9) 財政収支予測について (10) 水道料金改定の必要性の有無について
視 察	令和6年10月4日 14時00分から	埼玉県 行田浄水場	視察研修
第3回	令和7年1月20日 13時30分から	水道部 会議室	・議題 (11) 埼玉県水道用水供給事業の料金改定内容について (12) 第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）（原案）について (13) 第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）（原案）への御意見について (14) 水道料金改定の基本方針等について
第4回	令和7年5月19日 13時30分から	水道部 会議室	・議題 (15) 第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）（原案）について (16) 水道料金の改定案について
第5回	令和7年8月12日 13時30分から	水道部 会議室	・議題 (17) 第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）（素案）について (18) 水道料金の改定案の決定について (19) 幸手市水道ビジョン等の改定について（答申案）
第6回	令和7年11月10日 13時30分から	水道部 会議室	・議題 (20) 第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）の決定について (21) 幸手市水道ビジョン等の改定について（答申）の決定について

令和7年11月13日、幸手市長へ答申書の提出

